

不正行為

定期試験において不正行為（「中京大学試験規程」参照）をした場合、当該定期試験期間中に受験した全科目（レポート科目を除く）の成績評価は「F」（不受験）となり、かつ有期停学到处せられます。また、追試験を受験することもできません。

《中京大学試験規程》（一部抜粋）

（定期試験の不正行為）

第9条 定期試験における不正行為とは、その本分に違反して受験した者及びさせた者の行為が次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 受験科目の内容を記入した物品等の所持
- (2) 通信機能又は文字、画像等の記録、閲覧等の機能を有した機器の所持
- (3) 答案用紙等の交換及び貸借
- (4) 机上等に受験科目の内容を記入していた場合
- (5) 本人以外の者が受験した場合
- (6) 他の者の答案を写した場合
- (7) 試験場外から答案用紙を持ち込んだ場合
- (8) 参照を許可されていないノート・教科書等を見た場合
- (9) 口頭等による答案の授受
- (10) 参照を許可されているものを貸借した場合
- (11) 前各号の検証のための指示に従わなかった場合
- (12) 試験監督者の監督業務を著しく妨害した場合
- (13) その他前各号に準ずる行為

（不正行為の懲戒）

第10条 定期試験において不正行為を発見したときは、教務委員会で審議し、不正行為を行った者が所属する学部教授会において懲戒を決定する。この場合の懲戒は、有期停学とし、かつレポート科目及び定期試験期間外に実施される試験を除き、当該学期の定期試験期間中に定期試験が実施された全授業科目の成績評価をFとする。なお、春学期定期試験期間中に定期試験が実施された通年科目の成績評価もFとする。

義務違反

定期試験において義務違反（「中京大学試験規程」参照）をした場合、当該試験科目の成績評価は「F」となります。また、当該科目の追試験を受験することもできません。

《中京大学試験規程》（一部抜粋）

（定期試験の義務違反）

第11条 定期試験における義務違反とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 試験に使用する用紙が所定の用紙でない場合
- (2) 第9条第11号及び第12号の場合を除き、試験監督者の指示に従わない場合
- (3) 受験時、自己の学生証を机上に提出しない場合
- (4) その他前3号に準ずる場合

（義務違反の懲戒）

第12条 定期試験において義務違反を発見したときは、教務委員会で審議し、義務違反を行った者が所属する学部教授会において懲戒を決定する。この場合の懲戒は、当該試験科目の成績評価をFとする。なお、通年科目については、第10条に準ずる。

研究倫理

学生であっても、研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとして扱われます。例えば、卒業論文のための研究や、論文執筆において下記の不正があった場合は、処罰の対象となる場合があります。

■研究における不正行為

| |
|--|
| ねつ造 |
| 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 |
| 改ざん |
| 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。 |
| 盗用 |
| 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。 |

《中京大学研究倫理規程》（一部抜粋）

（対象）

第2条 研究者とは、本学の専任の大学教員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

（懲戒）

第22条

2 前項において、研究者が学生である場合には、「中京大学学生懲戒規程」に従い処分されることがある。